

経済産業省

20161207商局第1号

平成28年12月9日

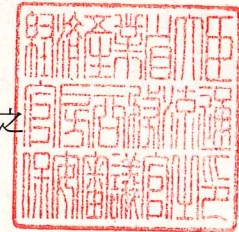
一般社団法人日本産業・医療ガス協会

会長 間 邦司 殿

経済産業省製造産業局長 糟谷 敏秀



経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



日露首脳会談等開催に伴う警備協力について（要請）

平成28年12月15日及び16日に日露首脳会談等が開催される予定です。これに伴い、平成28年12月5日付け警察庁丙備発第344号をもって、警察庁警備局長から、当省に対し、警備協力の要請がありました。

これを踏まえ、貴団体傘下の高圧ガス、石油等を取り扱う事業者に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、周知徹底をお願い致します。

記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 高圧ガス、石油等に係る重要施設（以下「施設」という。）における自主警備体制

- ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1.の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. プーチン・ロシア連邦大統領の来日期間中は、日露首脳会談等開催場所周辺地域における大規模工事等を自粛するとともに、ドローン等小型無人機の使用を避けること。

4. 高圧ガス、石油等の管理徹底等を行うこと。

(1) テロリストに利用され得る高圧ガス、石油等を取り扱う施設においては、高圧ガス、石油等の管理を徹底すること。

(2) 高圧ガス、石油等の紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上